

子育てのための施設等利用給付認定基準

- 1 施設等利用給付認定（以下「給付認定」という。）について、子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 4 第 3 号に規定する保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者の基準は次のとおりとする。
- 2 給付認定を受けようとする子どもの父母（父子世帯については父、母子世帯については母をいう。以下同じ。）の課税額を基準とする。ただし、4 に該当する場合は、子ども又は父母と同一住所の生計を一にする父母以外の者を主たる生計者とし、その者の課税額を基準とする。

なお、生計を一にするとは、所得税法基本通達（昭和 45 年 7 月 1 日制定。以下「基本通達」という。）2-47 を準用するものとする。
- 3 子どもの父母とは、法律上の婚姻関係にある父母だけでなく、子どもの父又は母と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

また、法律上の婚姻関係にある父母が、関係解消を趣旨として家庭裁判所に夫婦関係等調整調停申立書の提出したことを確認した時は、婚姻を解消したものとして、子どもを監護する父又は母による父子世帯又は母子世帯とみなすものとする。
- 4 父母とも市町村民税が課税されておらず、父母の収入金額の合計が 150 万円を超えない場合（父子家庭又は母子世帯においては 120 万円を超えない場合）主たる生計者の認定については、次のとおりとする。
 - (1) 祖父母のうち収入金額が父母の収入金額の合計を上回る者（2 人以上ある場合には最高額の者）を主たる生計者とし、その者の課税額を基準とする。
 - (2) 子ども又は父母と同一住所の生計を一にする祖父母が存在しない場合は、子ども又は父母を市町村民税の扶養親族としている者（2 人以上ある場合には収入金額の最高額の者）を主たる生計者とし、その者の課税額を基準とする。
- 5 給付認定及び主たる生計者の認定時期については、原則として各月初日の世帯の状況により行うものとする。

- 6 主たる生計者の認定における収入金額は、給付認定の課税額と同じ年度の収入金額とする。
- 7 課税額が不明な場合における給付認定は、必要に応じ税務主管課の協力を得て、市民税額を推算して行うものとする。
- 8 施行日は、令和元年10月1日とする。